

京都府電気自動車等普及促進条例の一部改正について

1 条例の制定経過

(1) 制定趣旨

電気自動車等の普及が、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の効果的な抑制、並びに排出ガス及び騒音による生活環境への負荷の低減につながることにかんがみ、電気自動車等の普及の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、電気自動車等の普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、電気自動車等の早期の普及を図る。

(2) 制定日

平成21年3月27日（平成21年4月1日施行）

※ 平成26年3月31日までの5カ年間の時限条例

2 条例の主な施策

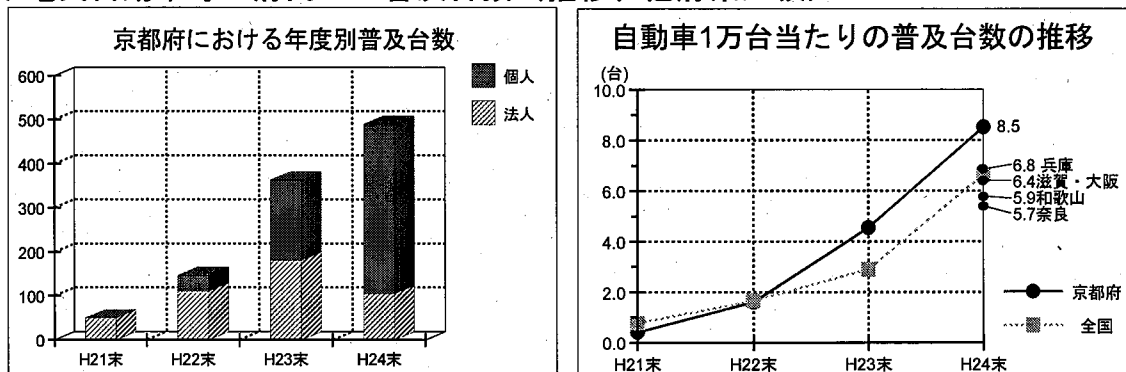
- ・ 電気自動車等普及促進計画の策定
- ・ 技術開発の促進
- ・ 充電設備の整備
- ・ 自動車取得税の免除及び自動車税の軽減 等

3 条例に基づく取組状況

◆電気自動車等普及促進計画の目標と進捗状況

	2013年度末目標	2013.12月末現在
EV・PHV	5,000台	1,312台
急速充電器	50基	47基

◆電気自動車等の府内での普及台数（推移、他府県比較）



※ 電気自動車等の普及率（電気自動車等の台数／自動車の台数）；全国5位

※ 急速充電器の普及率（急速充電器の台数／自動車の台数）；全国5位

4 取組状況の評価と対応

- 条例効果もあって、京都府の電気自動車等の普及率は全国第5位の位置にあり、個人への普及が急速に進展
- 東日本大震災以降の電力の排出係数の増大を勘案しても、電気自動車等はガソリン車に比べてCO₂排出量が少なく、その普及は運輸部門の主要な温室効果ガス削減対策
- 平成27年には、電気自動車一種である燃料電池車の市販が予定（トヨタ、ホンダが発表済）されており、また、停電時における非常用電力としての利用など、移動手段として以外の利点も注目される中、電気自動車等の本格的な普及に向けて、引き続き、条例に基づく総合的な対策の継続が必要
- なお、京都府次世代自動車普及推進協議会（昨年11/19開催）においては、「メーカーの努力を前提に行政の支援継続を要望」、「高性能蓄電池開発の支援になる」、「EVの用途は拡大している」等の意見
- 与党税制大綱で26年度以降も自動車税等の軽減を継続・強化する方向が決定したことも踏まえ、京都府として向こう3年程度の政策支援継続が有効と思量

5 条例改正内容

失効期限を平成28年度末まで3年間延長

【電気自動車等に係る税の優遇制度】

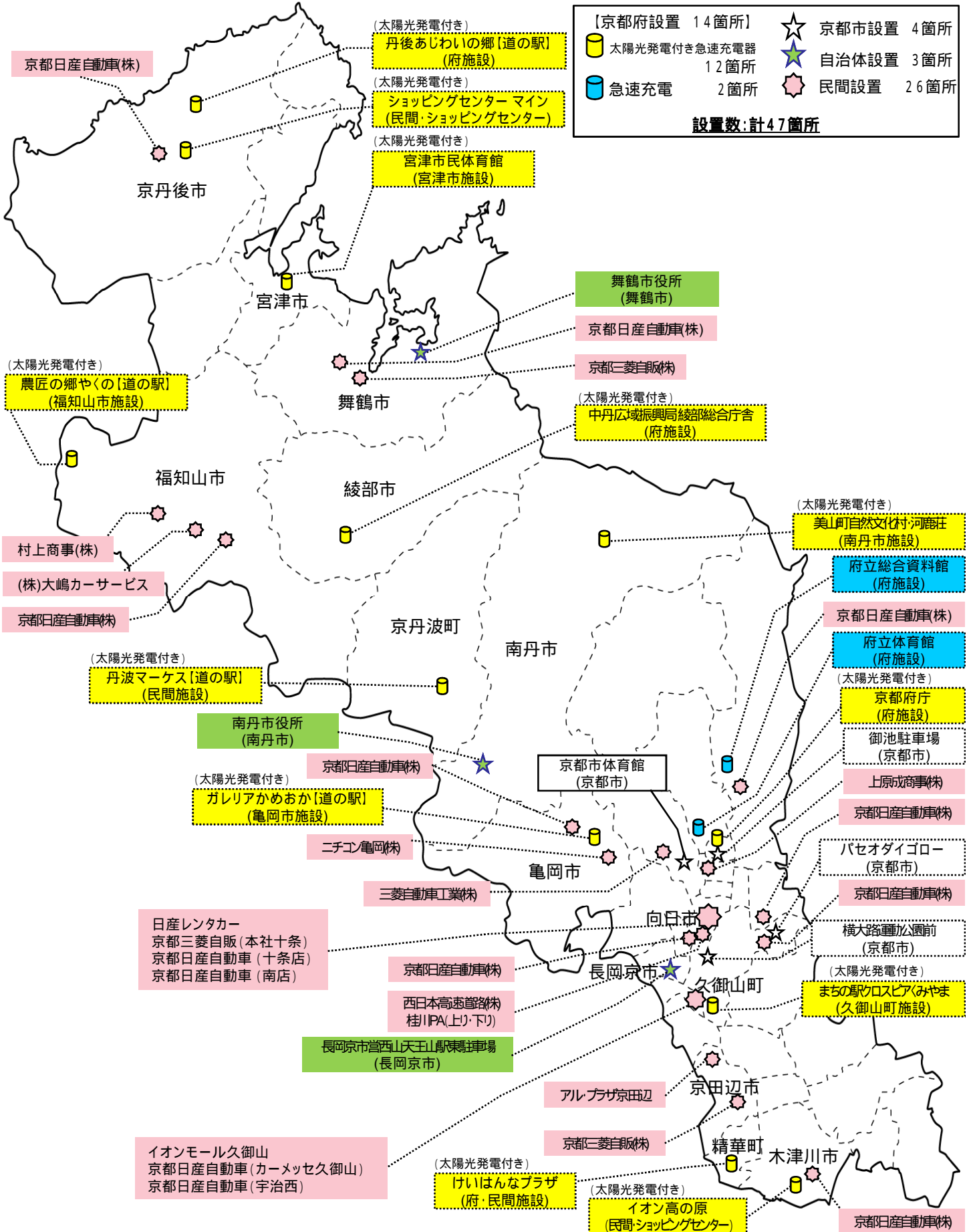
	25年度	26年度以降（予定）
自動車取得税	全額免除 [※1]	全額免除 [※1]
自動車税	新車登録の翌年度及び翌々年度を軽減 [※2]	
	約50%軽減	約75%軽減 [※3]

※1 25年度は車両価格の5%、消費税8%段階で3%、消費税10%段階で廃止予定

※2 府条例で国のエコカー減税（新車登録翌年度のみ）と同率の軽減措置を更に1年間（翌々年度まで）延長

※3 26年度税制改正を受け、エコカー減税率が約50%から約75%に拡充。28年度以降は更に軽減の予定（次年度税制大綱で具体化）

京都府電気自動車用急速充電器 設置状況 (H26.1現在)



(参考1)

「京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例」の概要

1 条例制定の目的

自動車は、移動の手段として私たちの生活に不可欠であるが、一方で環境に様々な負荷を与えている。この環境への負荷を軽減し、大気や騒音など生活環境の改善、CO₂排出量の削減による地球温暖化防止、自動車が使用するエネルギーの多様化などを推進するためには、電気自動車等の本格的な普及が必要である。

このため、京都府における電気自動車等の早期の本格的普及を図ることとし、府、府民、事業者の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、電気自動車等の普及の促進等に関する施策及び取組を計画的に推進する。

2 各主体の責務等

京都府

- ・ 公用車への率先的な導入、電気自動車等の充電設備等の整備、普及啓発等普及の促進に努める。
- ・ 必要な施策の実施に当たっては、府民及び事業者と協働する。

府民

- ・ 自動車を購入するに当たり、電気自動車等の購入に努めるとともに、府が実施する施策への協力を努める。

事業者

- ・ 電気自動車等の計画的な購入や電気自動車等の充電のための設備の整備に努める。
- ・ 電気自動車等の普及の取組を進めるとともに、府が実施する施策への協力を努める。

3 自動車税及び自動車取得税の軽減

自動車税

新規に取得した電気自動車等について、自動車税を軽減する。(軽自動車を除く。)

自動車取得税

新規に取得した電気自動車等について、自動車取得税を軽減する。

4 その他の普及施策

- より一層の電気自動車等の普及のために、産学公連携による電気自動車等関連技術開発の促進などを図る。
- 電気自動車等の普及の促進に向けて、財政上の措置に努める。

5 市町村との連携

- 府は、市町村と連携を図って施策を実施していく。

6 その他

- 電気自動車等の早期の本格的な普及を実現するために、平成21年度から平成25年度までの5年間を条例の有効期間と定める。

(参考2)

「京都府電気自動車等普及促進計画（H22.2策定）」の概要

1 計画策定の趣旨

運輸部門からの温室効果ガス排出量の大幅な削減を目指し、初期普及段階と位置付けた2013年度までのEV・PHV普及方策を取りまとめたもの。

2 目指すべき姿

- (1) 低炭素社会のまちづくり・地域づくり
- (2) EV・PHV関連ものづくり拠点の形成
- (3) EV・PHV導入促進モデルの世界への情報発信・グローバル拠点の形成

3 目標

- (1) 全国最高水準のEV・PHV普及率
 - ・ 2020年度時点京都の府内新車販売台数の1/2がEV・PHVとなることを目指す。
普及目標台数
 - ◆2020年度まで 20万台
 - ◆2013年度まで 5,000台
- (2) 地域特性に応じた4つのモデル地域を設定し、普及策を展開
 - ・ 府内の多様な地域性を考慮し、下記の4つのモデル地域を設定し、地域の特性に応じたEV・PHVの普及方策の展開を目指す。
モデル地域
 - ①大都市観光地モデル
 - ②過疎地モデル
 - ③新都市モデル
 - ④北部観光地モデル
- (3) 広域充電インフラネットワークの構築
 - ・ 近隣の地方公共団体と連携して、京都府内のみならず関西圏における広域充電インフラネットワークの構築を目指す。
 - ・ 地方公共団体及び自動車・観光・商業関連事業者等の協力により2013年度までに京都府内に充電インフラの整備を目指す。
普及目標台数
 - ◆急速充電器 50基
 - ◆100V・200Vコンセント 7,000基
- (4) EV・PHV関連の新産業の創出を支援
 - ・ 京都が有する産業、大学及び研究機関等が得意とする技術を活かし、EV・PHVに関連する蓄電池、モーター、充電器、情報通信機器等の新製品やサービスの開発、普及を支援する。

(5) EV・PHVに関連する産学官民連携の推進

- ・ 「京都府次世代自動車普及推進協議会」において、引き続き、オール京都体制で本計画の推進方策を検討する。
- ・ 府民や事業者によるEV・PHVの導入を促進するための支援体制として「京都府次世代自動車パートナーシップ倶楽部(仮称)」を設置し、地域の特性に併せ、各種促進策を企画し、その実施を支援する。

4 目標達成に向けた施策展開

(1) 初期需要の創出

- ア 導入に伴う初期費用の負担軽減を図り、府民・事業者への導入を促進
- イ EV・PHVを使用しやすい環境を整備
- ウ モデル地域を設定し、EV・PHVを用いた実証実験の実施
- エ 観光事業と連携したEV・PHVの導入を促進
- オ 公用車への率先導入

(2) 充電インフラの整備

- ア 充電インフラの率先整備
- イ 環境に配慮した充電インフラの整備
- ウ 京都観光と連携した充電インフラの整備
- エ EV・PHVの利用者に対する充電インフラに関する情報提供
- オ 充電インフラ課金システムの検討

(3) 普及啓発

- ア 観光客や府民がEV・PHVを身近に体験できる機会の創出
- イ 地域の自然エネルギーを活用したエネルギーの地産地消
- ウ EV・PHVを用いた新しいレジャースタイルの創出
- エ 様々な方法での普及啓発、人材教育の実施
- オ 世界に向けた情報発信の実施

(4) 効果評価

- ア 走行データの取得・走行実態の把握
- イ EV・PHV普及の課題整理のための意見調査見等を調査し、施策に反映

(5) 新産業の創出

- ア 大学や研究機関、企業等の技術を活かした新産業の創出支援
- イ 国内外に向けた技術研究開発情報の発信
- ウ EV・PHVを活用したビジネスモデルの展開